

第2号様式（第6－1）

会議開催結果

1 会議の名称	令和4年度第2回富津市情報公開・個人情報保護審査会
2 開催日時	令和4年11月8日（火） 14時00分～14時20分
3 開催場所	富津市役所 2階 202会議室
4 審議等事項	議題 (1) 富津市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について (2) 富津市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）について
5 出席者名	[会 長] 小川雅義 [委 員] 渡邊秀孝、藤平則夫、武藤桂一、高橋純子 [市 長] 高橋恭市 [事務局] 中山総務部長、高梨総務課長 萱野課長補佐、渡邊副主査、榎本主任主事
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	(理由)
8 傍聴人数	1人（定員5人）
9 所管課	総務部総務課行政係 電話 0439（80）1209

富津市情報公開・個人情報保護審査会会議録

発言者	発言内容
高梨課長	<p>それでは、只今から「令和4年度第2回富津市情報公開・個人情報保護審査会」を開会します。</p> <p>私は、総務課長の高梨でございます。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>まず、本日の出席委員は5名でございます。委員の半数以上が出席しており、富津市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第2項の規定による定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の会議においては、不開示情報は含まれておりませんので、富津市情報公開条例第23条及び富津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定により、会議を公開し、その会議録を閲覧に供することとしております。</p> <p>会議の公開につきましては、市のホームページや行政資料コーナーにおいて、事前に周知をしております。</p> <p>また、会議録を作成するため、会議を録音させていただきますことをご了承ください。</p> <p>なお、現在の傍聴人は1名でございます。</p> <p>次に、高橋市長からご挨拶を申し上げます。</p>
高橋市長	<p>こんにちは。令和4年度第2回情報公開・個人情報保護審査会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、大変ご多用の中、本審査会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より当市の情報公開及び個人情報保護制度の運営に関しまして、格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。</p> <p>さて、本日の議題は、「富津市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について」及び「富津市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）について」でございます。</p> <p>本件につきましては、8月3日に開催されました富津市情報公開・個人情報保護審査会において、委員の皆様からいただいた意見をもとに作成した条例案について、最終的なご意見をいただくものでございます。</p> <p>結びにあたりまして、委員の皆様におかれましては、当市の情報公開・個人情報保護制度の円滑な運営のため、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、会議冒頭の挨拶とさせていただきます。</p>

	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
高梨課長	<p>それでは当審査会は、審査会規則第2条第1項の規定により会長が議長となり、進行することになっております。それでは、小川会長、議事の進行をよろしくお願ひします。</p>
小川会長	<p>はい。それでは、会議次第によりまして議事を進行させていただきます。</p> <p>まず議題に入る前に、次第3の「会議録署名委員の指名について」ですが、審査会規則第2条第5項の規定により、会長及び会長の指名する委員1名が署名することになっております。そこで、私の方から会議録署名委員は高橋委員にお願いしたいと思ひます。高橋委員よろしいでしょうか。</p>
高橋委員	<p>はい。</p>
小川会長	<p>ありがとうございます。では、会議録については、事務局で作成しますので、確認の上、署名をお願ひいたします。</p> <p>次に、議題(1)の「富津市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)について」ですが、事務局から説明をお願ひします。</p>
萱野課長補佐	<p>それでは私の方から富津市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)について、説明致します。</p> <p>議題資料1の「(仮称)富津市個人情報保護法施行条例の制定に係る富津市の方向性について」の9ページをご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>こちらの資料は8月3日に開催された審査会の資料と同様のものですが、「5 今後のスケジュール(予定)」において委員の皆様にもすでに周知済みではございますが、パブリックコメントの実施に関しては行わないこととしました。この理由としましては、当初富津市個人情報の保護に関する法律施行条例が新規に制定する条例であることからパブリックコメントの実施を予定しておりましたが、個人情報保護法により条例で規定することが許容される事項の内、現行の個人情報保護条例の運用を踏襲する形で制定するとともに、個人情報の保護に関する施策の大きな転換をしようとするものではないため行わないものとしたものでございます。</p> <p>続きまして、議題資料2の逐条解説をご準備いただきたいと思ひま</p>

す。

以前説明させていただいたとおり、基本的に現行条例を踏襲する規定となっておりますが、現行条例と異なる点や現行条例と同様の取扱いとするための規定についてご説明致します。

まず、事前に配布させていただいたものの修正点について説明致します。16ページをお開きください。

附則第3条 富津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置の第1項第1号及び第2号を修正いたしました。

第1項の2行目「当該事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない」という守秘義務について規定しているため、第1号において職員である者又は職員であった者という要件に旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者という要件を加えております。

また第2号の修正点につきましては、施行時に委託事務に従事している者は、そもそも個人情報保護法の対象となるため、第2号の規定から除いたものでございます。修正点については以上でございます。

それでは本日お配りした議題資料2の2ページをご覧くださいと思います。

第2条の定義についてでございますが、現行条例では「実施機関」に「議会」が含まれていましたが、新法では地方公共団体の機関に議会が含まれないため、この条例は適用されません。議会は独自に「富津市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定し、運用することとなりますので、今回の条例（案）では議会の規定が除かれているものでございます。なお、議会につきましては、12月議会で発議により条例を提案する予定ということをお聞きしております。

続いて3ページをご覧くださいと思います。

第3条の不開示情報について、本条は新法では規定のない行政文書の開示請求があった際に「公務員の氏名」について、現行条例と同様の取扱いとし、明確にするため規定したものでございます。また、現行条例で不開示情報として規定している「法令秘情報」につきましては、個人情報保護委員会から「通常法第78条第1項各号のいずれかに該当するものと考えられることから不開示情報に法令秘情報を加えることは許容されない」との見解が示されたため、不開示情報としての規定はいたしませんでした。

続いて7ページをご覧ください。

7ページ第5条の開示決定等の期限の特例についてでございます。

本条は開示決定等を行う期限を条例で規定することにより、法で定める日数より短い日数とすることが可能であることから、現行条例と

<p>小川会長</p>	<p>同様の期限とするため読替規定を設けたものになります。</p> <p>13ページをご覧くださいと思います。</p> <p>13ページ第9条富津市情報公開・個人情報保護審査会への諮問についてでございますが、本条はこの後に説明致します「富津市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）第2条に規定する富津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる事項を定めたものになります。</p> <p>以上で「議題（1） 富津市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について」の説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今事務局の方から説明がありましたけれども、委員の皆様の中で、ご意見ご質問等ある方いらっしゃいますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい。ないということであれば、次に議題の「（2） 富津市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）について」の説明を事務局の方からお願い致します。</p>
<p>萱野課長補佐</p>	<p>それでは引き続きまして、富津市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）についてのご説明をいたします。</p> <p>議題資料3の「富津市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表」をご覧くださいと思います。</p> <p>審査会条例につきましては、施行条例及び先ほど議会が発議する予定であると説明いたしました議会個人情報保護条例の施行に伴い、現行条例の規定の多くを見直す必要があるため、全部を改正するものがございます。現時点では、議会個人情報保護条例が制定されていないことから、当該条例に関する規定につきまして今回提出させていただいた資料につきましては議会についての規定を除いております。説明資料として新旧対照表に沿って現行条例と異なる点について、ご説明致します。</p> <p>まず改正案第3条の定義についてでございます。</p> <p>情報公開条例第2条第1号の実施機関及び富津市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項に規定する市の機関を諮問庁とするため規定したものでございます。</p> <p>続いて改正案第4条をご覧くださいと思います。</p> <p>次のページになります。</p>

改正案第4条の所掌事項から改正案第9条の審査会の調査権限までになりますが、現行の個人情報保護条例を廃止し、新法及び施行条例の規定を引用することから関係規定を改めること及び所要の改正を行うものでございます。

改正案第15条をご覧いただきたいと思います。

改正案第15条の審査請求に関する調査審議以外の調査審議について、審査請求以外の調査審議の際に必要なに応じて実施機関、市の機関、その他関係者に必要な協力を依頼することができることを規定したものでございます。

最後に附則でございます。

議題資料4の逐条解説の18ページをご覧いただきたいと思ます。

附則第2条の経過措置についてでございますが、こちらは委員の皆様様の任期についてでございます。

附則第2条第1項及び第2項において旧条例に基づく審査会委員であった者は、この条例の施行の際に令和5年4月1日から改めて委嘱されたものとみなし、任期を現在委嘱している任期の終期までである令和5年10月14日とする規定としておりますので、委員の皆様につきましては、引き続きよろしくお願いいたします。

以上で議題「(2) 富津市情報公開・個人情報保護審査会条例(案)について」の説明を終わります。

小川会長

ありがとうございます。

今事務局の方からご説明がありましたけれども、委員の皆様の方からご質問ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。特にないようです。

これで議題「(2) 富津市情報公開・個人情報保護審査会条例(案)について」の説明を終わります。ありがとうございました。

続きまして、議題の5「その他」について何かございますか。

特にないようですので、以上で、本日の議事は全て終了いたしました。ここで議長様の任を解かせていただき、事務局にお返しします。

高梨課長

小川会長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第2回富津市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。お疲れ様でございました。